

令和4年度

札幌市文化財保護審議会
(第3回)

令和5年3月23日(木)

市民文化局文化部

札幌市の文化財保護の在り方

文化財の保存・活用をさらに促進するための取組(前回審議会説明)

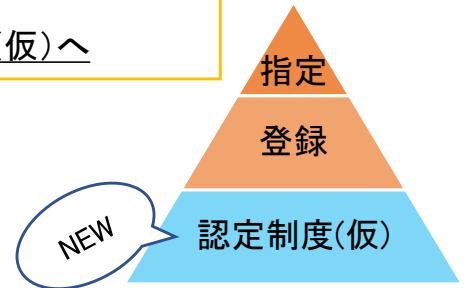
○定期的な物件把握と価値評価(有形文化財を優先して進めていく)



※価値評価の結果によって、次の3パターンに進む

- ①市指定文化財となる可能性があれば、指定に向けた手続き
- ②国登録文化財となる可能性があれば、登録に向けた手続き
- ③その他地域で生まれ守り伝えられてきた文化財は、認定制度(仮)へ

- 「認定制度(仮)」に対する札幌市文化財保護審議会での主な意見
- ・建物だけではなく、無形文化財等との不公平感がないように。
 - ・発信する時にはストーリーを考えると良い。
 - ・所有者のデメリットを把握し、対応できるように。
 - ・公募だけではなく、独自の資料収集も必要。



※文化財関係性イメージ

各取組の実施状況

<①と②に対する取組状況>

令和4年度は、評価基準の検討と合わせて、「札幌景観資産」、「さっぽろ・ふるさと文化百選」、「北海道遺産」等、複数の制度でその価値が認められている有形文化財(建造物)8件のうち、建築年が古い物件3件の調査を実施。(残りの5件については令和5年度以降に実施していく。)

令和5年度には、前年度に調査した3件について市指定文化財等に向けた手続きを進めるほか、追加調査として「札幌市文化財保存活用地域計画」策定時において調査した物件(未指定・未登録文化財163件)及び追加物件に対する現況調査・価値評価を行い、市内の文化財の状況を広く把握し、指定・登録につなげるための調査を行う予定。

令和5年度に実施する追加調査は有形文化財を優先して実施するが、今後は他の類型に関する調査も行い、把握に努めていく。

<③に対する取組状況>

令和5年度からの運用に向けて要綱素案を作成。詳細は次項目に記載。

札幌市地域文化財認定制度の運用(令和5年度～予定)

認定制度(仮)は令和5年度から「札幌市地域文化財認定制度」としての運用に向けて、現在要綱素案を作成している。素案の考え方は以下のとおり。

- ・地域の歴史の中で生まれ伝えられてきたことを感じ取ってもらえるよう「地域文化財」の名称とする。
- ・未指定・未登録文化財にスポットをあてることで、文化財の保存・活用への機運醸成につなげていくほか、文化財の掘り起こしにもつなげる。
- ・対象は有形文化財に限ったものではなく、広く公募により受け付ける。(公募は「市民等」とし団体以外からも受付)
- ・概ね50年を経たもの(国登録有形文化財の登録基準を参考)を地域文化財の候補とする。

地域文化財の対象

- 地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産。
- 文化財保護法や道・市の文化財保護条例で指定・登録されている文化財は除く。
- 概ね50年を経たもの。

(1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等)

歴史上又は芸術上の価値を有するもの、学術上価値を有するもの

(2) 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他無形の文化的所産)

歴史上又は芸術上の価値を有するもの

(3) 有形民俗文化財(無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具その他の物件)

市民生活の推移の理解に役立つもの

(4) 無形民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民族技術その他)

市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物(遺跡、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地など)

歴史、芸術、学術上の価値を有するもの

(6) 文化的景観(地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地)

地域の生活又は生業の理解に役立つもの

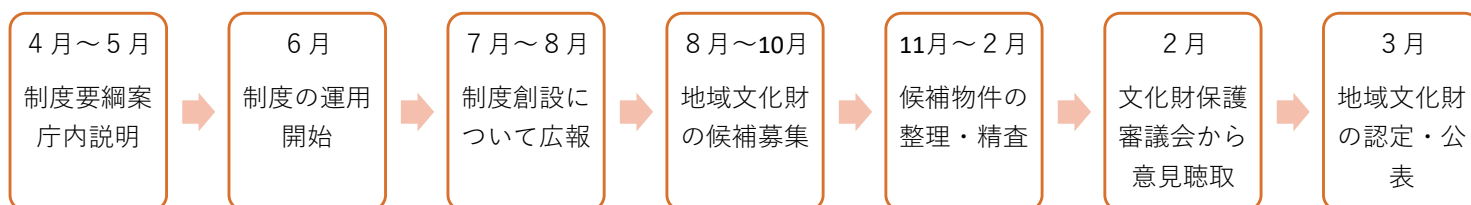
(7) 伝統的建造物群(周囲の環境と一体をなした歴史的風致を形成している伝統的な建造物群)

歴史上の価値を有するもの

(8) 文化財保存技術(文化財の保存に必要な材料製作、修理・修復の技術等)

文化財の保存のために必要と認められるもの

地域文化財認定までの流れ



地域文化財に認定されると・・・

○所有者の同意を得られた物件についてはHPで紹介するほか、「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」で設定している「関連文化財とストーリー」の候補とするなど情報発信に努める。

※所有者の希望によっては、文化財を非公開とすることもある。

○札幌市は、所有者からの管理や修繕等現状変更に関する相談を随時受け付ける。

※所在の変更や現状変更などに対する制限はなし(届出は必要)。

札幌市地域文化財認定制度要綱（素案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、札幌市内（以下「市内」という。）で、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産を、札幌市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として認定することにより、市民が文化財の価値や魅力を共有し、将来への継承に寄与することを目的とした札幌市地域文化財認定制度（以下「認定制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（地域文化財の対象）

第2条 地域文化財の対象は、概ね50年以上の歴史があり、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び札幌市文化財保護条例（昭和34年札幌市条例第31号）の規定による指定、登録、選択、選定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

（1）有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値を有するもの並びに考古資料及び歴史資料で学術上の価値を有するもの

（2）無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値を有するもの

（3）有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

（4）無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

（5）記念物

遺跡、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地などで、歴史、芸術、学術上の価値を有するもの

（6）文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で
地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(7) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で歴史上
の価値を有するもの

(8) 文化財保存技術

材料製作、修理・修復の技術等で文化財の保存のために必要と認められるもの
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、市民等から推薦されたものとする。

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者(以下「推薦者」という。)は、札幌市地域文化財推薦書(第1号様式)に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて札幌市市民文化局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書(第2号様式)により所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、景観等明確な所有者が判明しない場合は、この限りでない。

(地域文化財の認定)

第4条 地域文化財の認定は、局長が行う。

2 局長は、地域文化財の認定にあたり、札幌市文化財保護審議会の意見を聴くこととする。

(証書の交付)

第5条 前条による認定をしたときは、局長は所有者等に札幌市地域文化財証書(第3号様式)を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

(地域文化財の管理)

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者(以下「所有者・管理者等」という。)は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、札幌市市民文化局(以下「市民文化局」という。)に助言を求めることができる。

3 市民文化局は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理や現状変更について

て必要な助言を行うものとする。

(滅失又は毀損等の届出)

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届(第4号様式)により、速やかにその事由を具して局長に届け出るものとする。

(現状変更及び所在変更の届出)

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとするときは、所有者等は現状変更・所在変更届(第5号様式)により、局長に届け出るものとする。

(所有者・管理者等の変更)

第9条 地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届(第6号様式)により、速やかに局長に届け出るものとする。

(証書の再交付)

第10条 所有者・管理者等が札幌市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、札幌市地域文化財証書再交付申請書(第7号様式)を局長に提出し再交付を受けることができる。

(地域文化財の顕彰)

第11条 市民文化局は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

(地域文化財の記録)

第12条 市民文化局は、地域文化財について、札幌市地域文化財台帳(第8号様式)に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

(地域文化財の認定の取消)

第13条 局長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の認定を取り消すものとする。

- (1) 滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。
- (2) 地域文化財が市内に所在しなくなったとき。
- (3) 文化財保護法、北海道文化財保護条例及び札幌市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 局長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 局長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、札幌市地域文化財決定取消通知書（第9号様式）により、所有者等に通知するものとする。

（事務の所管）

第14条 認定制度の運営に関し必要となる事務は、札幌市市民文化局文化部文化財課が所管する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

第1号様式

札幌市地域文化財推薦書

年 月 日

(宛先) 札幌市市民文化局長

(推薦者) 住所 (所在地)

(団体名)

氏名 (代表者名)

連絡先 (電話)

札幌市地域文化財認定制度要綱第3条第2項の規定により、次の文化財を札幌市地域文化財に推薦します。

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 名称及び員数 | |
| 所有者 | |
| 管理者 | |
| 所在地 | |
| 種別 | |
| 推薦する文化財の概要と推薦理由 | |
| 推薦団体の担当者 | (所属) (氏名) (連絡先) |

(注) 現況を示す写真や位置図、概要、沿革又は由来に関する資料など、推薦文化財の詳細がわかる資料を添付してください。

第2号様式

同意書

年 月 日

(宛先) 札幌市市民文化局長

(所有・占有者) 所在地 (住所)

団体名

代表者名 (氏名)

連絡先 (電話)

私の所有・占有する次の文化財を、札幌市地域文化財に推薦することに同意します。

| | |
|------------------|--------------------------------------|
| 名 称 | |
| 管 理 者 | |
| 所 在 地 | |
| 種 別 | |
| 概 要 | |
| 地域文化財の 公開について | 公開可 公開不可 (希望するものに○をしてください) |
| HP等での情 報発信 | 可 不可 (希望するものに○をしてください) |
| その他参考と なる事項 | |

(注) 1 申請の内容によっては、地域文化財と認められない場合があります。

2 地域文化財となった場合の公開の仕方等について、希望がありましたら「その他参考となる事項」欄に記入してください。

第3号様式

(表)

| |
|---|
| <p>札幌市地域文化財証書</p> <p>(名称及び員数)</p> <p>上記の文化財は札幌市地域文化財認定制度要綱に基づき地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた札幌市地域文化財であると認めこれを証します</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">札幌市市民文化局長</p> |
|---|

(裏)

| 地域文化財台帳第 号 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|--------|------|-----------------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 所有者（管理者）の氏名又は名称 | | | | | | | | | | | | | | |
| 所有者（管理者）の住所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在の場所又は活動場所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付又は再交付の年月日 | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%; padding: 5px;">変更事項</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">変更後の所有者の氏名又は住所等</th> <th style="width: 25%; padding: 5px;">変更の年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table> | | | 変更事項 | 変更後の所有者の氏名又は住所等 | 変更の年月日 | | | | | | | | | |
| 変更事項 | 変更後の所有者の氏名又は住所等 | 変更の年月日 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>注意</p> <p>一 この証書は亡失又は毀損したりしないよう大切に保管してください。</p> <p>二 所有者が変わったときは、この証書を新しい所有者に引き渡してください。</p> | | | | | | | | | | | | | | |

第4号様式

滅失・毀損・亡失届

年 月 日

(宛先) 札幌市市民文化局長

(届出者) 所在地 (住所)

団体名

代表者名 (氏名)

連絡先 (電話)

札幌市地域文化財認定制度要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|------------|--|
| 名 称 | |
| 所 在 地 | |
| 種 別 | |
| 台帳登録年月日 | |
| 事故等の概要 | |
| その他参考となる事項 | |

(注) 滅失・毀損・亡失の状況を示す写真等を添付してください。

第5号様式

現状変更・所在変更届

年 月 日

(宛先) 札幌市市民文化局長

(届出者) 所在地 (住所)

団体名

代表者名 (氏名)

連絡先 (電話)

札幌市地域文化財認定制度要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|----------------------------|---|
| 名 称 | |
| 所 在 地 | |
| 種 別 | |
| 台帳登録年月日 | |
| 変 更 の 種 類 | 現状変更 所在変更 (該当するものに○をしてください) |
| 現状変更又は 所在変更の内 容 | ※ 所在変更の場合は、新たに所在を移そうとする場所及び変更予定年月日を記入してください。 |
| 現状変更又は 所在変更を必 要とする理由 | |
| その他参考と なる事項 | |

(注) 1 軽微な維持補修であっても外観に影響を与えるような修理については、現状変更として届け出てください。判断に迷うときは文化財課までご相談ください。

2 所在変更届の場合は、札幌市地域文化財証書を添付してください。

第6号様式

所有者・管理者等変更届

年 月 日

(宛先) 札幌市市民文化局長

(所有者) 団体名

代表者名 (氏名)

(管理者) 団体名

代表者名 (氏名)

(新たに所有又は管理する者) 団体名

【 所有者 ・ 管理者 】 代表者名 (氏名)

札幌市地域文化財認定制度要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------------------|--|
| 名 称 | |
| 所 在 地 | |
| 種 別 | |
| 台帳登録年月日 | |
| 所有者又は管理者の氏名及び住所 | 【 所有者 ・ 管理者 】 ←該当する者に○をしてください。 所在地 (住所) 団体名 代表者名 (氏名) 連絡先 (電話) |
| 新たに所有又は管理しようとする者の氏名及び住所 | 【 所有者 ・ 管理者 】 ←該当する者に○をしてください。 所在地 (住所) 団体名 代表者名 (氏名) 連絡先 (電話) |
| 変更予定年月日 | |
| 変更の理由 | |

- (注) 1 所有者が変更される場合、札幌市地域文化財証書を添付してください。
2 管理者が変更される場合、新たな管理者(管理団体)の規約や活動状況に関する資料など、詳細がわかる資料を添付してください。

第7号様式

札幌市地域文化財証書再交付申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市市民文化局長

(届出者) 所在地 (住所)

団体名

代表者名 (氏名)

連絡先 (電話)

次のとおり (紛失・亡失・破損・汚損) しましたので再交付を申請します。

| | |
|--------------------------|--|
| 名称及び員数 | |
| 所在地 | |
| 種 別 | |
| 台帳登録年月日 | |
| 【紛失・亡失 破損・汚損】の 年月日 | |
| 【紛失・亡失 破損・汚損】の 理由 | |
| その他参考と なる事項 | |

(注) 破損又は汚損の場合は、札幌市地域文化財証書を添付してください。

第8号様式

| | | | | |
|---------------------|--|------------|----------|--|
| 種 別 | | 札幌市地域文化財台帳 | 台帳 番号 | |
| 名 称 | | | | |
| 員 数 | | | | |
| 所 有 者 | | | | |
| 管 理 者 | | | | |
| 所 在 地 | | | | |
| 台帳登載 年月日 | | | | |
| 概 要 (年代・ 法量等) | | | | |
| 現状変更 の履歴 | | | | |
| 特記事項 | | | | |

文 書 番 号
年 月 日

札幌市地域文化財決定取消通知書

(札幌市地域文化財所有者等) 様

札幌市市民文化局長

次のとおり、札幌市地域文化財としての決定を取り消しましたので、札幌市地域文化財認定制度要綱第13条第3項の規定により通知します。

| | |
|----------------|--|
| 名称及び員数 | |
| 所在地 | |
| 種 別 | |
| 台帳番号 | |
| 取消年月日 | |
| 決定の 取消理由 | |
| その他参考と なる事項 | |

札幌市地域文化財認定制度年間スケジュール（案）

< 令和5年度 >

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----------|-------------------|----|--------------|--------------|------------------|----|-----|------------|-----|----|-------------|--------------------|
| 文化財保護審議会 | | | ● 募集開始について報告 | | | | | | | | ● 候補物件の意見聴取 | |
| 広報 | | | | ● 区役所等にチラシ配架 | ● 公募開始を広報さっぽろに掲載 | | | | | | | ● R5地域文化財をHPで発表・公開 |
| 地域文化財認定事務 | ← 制度要綱案について庁内説明 → | | ● 制度運用開始 | | ← 公募 → | | | ← 公募物件精査 → | | | | ● 地域文化財を認定 |

< 令和6年度 >

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|----------------------------------|-------------------|--------------|--------------|------------------|--------------------|-----|------------|-----|----|-------------|--------------------|
| 文化財保護審議会 | | | ● 募集開始について報告 | | | | | | | | ● 候補物件の意見聴取 | |
| 広報 | | | | ● 区役所等にチラシ配架 | ● 公募開始を広報さっぽろに掲載 | | | | | | | ● R6地域文化財をHPで発表・公開 |
| 地域文化財認定事務 | | | | | ← 公募 → | | | ← 公募物件精査 → | | | | ● 地域文化財を認定 |
| 地域文化財に対する事務 | | ← 前年度選定物件へ認定証発行 → | | | | ← 文化財データベースへ掲載作業 → | | | | | | |
| | ← 所有者等からの管理や現状変更に関する相談は年間通して受付 → | | | | | | | | | | | |

各都市独自の文化財保護制度まとめ

| 都市 | 札幌市 | 川崎市 | 新潟市 | 浜松市 | 神戸市 | 熊本市 |
|---------|--|--|---|--|---|---|
| 制度名称 | 札幌市地域文化財認定制度（仮） | 川崎市地域文化財顕彰制度 | 新潟市民文化遺産制度 | 浜松市地域遺産認定制度 | 神戸歴史遺産 | 熊本市郷土文化財制度 |
| 制度創設年 | 令和5年度～（予定） | 令和3年度～ | 平成25年度～ | 平成28年度～ | 令和2年度～ | 令和2年度～ |
| 認定件数 | 200件（候補物件数） | 159件（令和3年度時点） | 218件（平成27年度時点） | 545件（令和3年度時点） | 10件（令和4年度時点） | 2件（令和4年度時点） |
| 趣旨・目的 | 地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産を、札幌市地域文化財として認定及び記録することにより、市民が文化財の価値や魅力を共有し、将来への継承に寄与すること。 | 市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与すること。 | 市民の思い出や生活の一風景などに関する地域の文化芸術活動を新潟市民文化遺産として認定し、地域の文化的な遺産の認知度向上と後世へ継承する活動を支援することにより、地域の活性化を図ること。 | 地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を浜松地域遺産として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を期待し、地域の個性ある創造に寄与すること。 | 神戸市内に残された歴史的な遺産について、所有者及び市民の継承意欲の醸成を図り、保存と活用につなげることを目的として、神戸歴史遺産を定め、その支援助成を行う。 | 地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、熊本市郷土文化財として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を促進するとともに、まちづくりへ活用していくこと。 |
| 対象 | 概ね50年以上の歴史があり、法、道条例又は条例により、指定、登録、認定、選定又は認定されてなく、以下の各号に掲げるもの。 (1)有形文化財 (2)無形文化財 (3)有形民俗文化財 (4)無形民俗文化財 (5)記念物 (6)文化的景観 (7)伝統的建造物群 (8)文化財保存技術 | 法、県条例又は条例により、指定、登録、認定、選定又は認定されてなく、以下の各号に掲げるもの。 (1)有形文化財 (2)無形文化財 (3)無形民俗文化財 (4)有形民俗文化財 (5)記念物（遺跡関係） (6)記念物（名勝地関係） (7)記念物（動植物及び地質鉱物等関係） (8)文化的景観 (9)伝統的建造物群 (10)文化財保存技術 ※要綱にないが、HPには概ね50年を経たもの（記念物や文化的景観以外）を対象とする記載あり。 | 地域に残る文化的遺産が、その生い立ちにおいて本市又は地域にとって重要であり、また生活の一部として継承されてきている以下の遺産を対象とする。 (1)有形文化財 (2)無形文化財 <認定基準> (1)郷土の歴史や文化を象徴している (2)世代を超えて地域で受け継がれ、今後も保存すべき貴重なもの (3)地域の生活文化の特色を示している (4)地域の伝統行事として親しまれ、今後も地域の活性化のために欠かせないもの (5)本市の文化遺産として国内外に発信することで、文化創造都市づくりに寄与するもの (6)その他、本市の財産として保存・継承していくことが特に必要と認められるもの | 法、県条例又は条例により、指定、登録、認定、選定又は認定されてなく、以下の各号に掲げるもの。 (1)有形文化財 (2)無形文化財 (3)無形民俗文化財 (4)有形民俗文化財 (5)史跡、名勝、天然記念物 (6)伝統的建造物群 (7)文化財保存技術 (8)文化的景観 (9)伝統的生活文化 (10)近代化遺産 ※要綱にないが、HPに以下の注意あり。 ・おもむね50年以上経過していること ・浜松との関わりが説明できること | 法、県条例又は条例により、指定、登録、認定、選定又は選択を受けた文化財及び神戸市内に残された歴史的な遺産 <認定要件> ・概ね法、県条例、条例に定める文化財の種類に属するもの。 ・神戸地域の歴史的特性を現すもの。 ・概ね50年以上の歴史のあるもので、神戸市内で市民等により継承された実績のあるもの。 ・主たる所在地が神戸市内であるもの。 または神戸市内を活動の拠点とするもの。 ・所有者、管理者、保持者・保持団体が明確で認定への合意が得られたもの。 | ・地域による保存・継承・啓発等の活動が継続して行われ、地域の歴史や文化を象徴するもの ・法、県条例又は条例により、指定、登録、認定、選定又は認定されてなく、以下の各号に掲げるもの。 (1)有形文化財 (2)無形文化財 (3)有形民俗文化財 (4)無形民俗文化財 (5)記念物 (6)文化的景観 (7)伝統的建造物群 (8)文化財保存技術 ※各号に該当しないが地域に根差す生活文化等認定に値するものも対象 |
| 選出 | 以下からの推薦 (1)市民等 ※所有者の同意必要（景観など所有者が明確でない場合は除く） | 以下からの推薦 (1)市民団体等 (2)市内各区役所 (3)川崎市文化財審議会委員 ※所有者の同意必要（例外規定あり） | 市民等が推薦（条文に明記なし） ※個人所有の推薦の場合、所有者等の同意必要 | 以下からの推薦 (1)市民団体等 (2)浜松市文化財保護審議会委員 ※所有者の同意必要（例外規定あり） | 所有者等 | 条文に明記がないが、文化資源の保存・活用を行う活動団体からの応募という募集案内あり ※所有者等の同意必要 |
| 証書（認定書） | あり | あり | あり | あり | あり | あり |

| 都市 | 札幌市 | 川崎市 | 新潟市 | 浜松市 | 神戸市 | 熊本市 |
|----------|--|---|--|--|---|---|
| 制度名称 | 札幌市地域文化財認定制度（仮） | 川崎市地域文化財顕彰制度 | 新潟市民文化遺産制度 | 浜松市地域遺産認定制度 | 神戸歴史遺産 | 熊本市郷土文化財制度 |
| 認定 | 局長が決定 決定にあたり文化財保護審議会の意見を聞くこと。 | 教育長が決定 決定にあたり文化財審議会の意見を聞くこと。 | 市長が認定 認定にあたり、学識経験者や伝統文化を継承する活動団体等から意見を聞くため、新潟市民文化遺産認定調査評価委員会（委員6人、任期2年）の開催する。 | 教育委員会が認定 認定にあたり文化財保護審議会で意見を聞かなければならない。 | ・市長が文化財保護審議会の意見を聴取し、次に掲げる事項を総合的に考慮した上で認定。 (1)神戸市の地域的特性として次世代に引き継ぐ必要があること。 (2)市民の遺産として伝えていく必要があること。 ・認定時には、概要を公開する。 | 教育委員会が認定 認定にあたり文化財保護委員会に諮問すること。 |
| 管理 | (1)所有者・管理者が適切に管理し、保存・活用を努めること。 (2)所有者・管理者は市民文化局に助言を求めることができる。 (3)市民文化局は管理及び保護について必要な助言をする。 | (1)所有者・管理者が適切に管理し、保存・活用を努めること。 (2)所有者・管理者は教育委員会に助言を求めることができる。 (3)教育委員会は管理及び保護について必要な助言をする。 | 管理に関する記載なし | (1)管理は所有者等が行うもの。管理に必要な経費は所有者等負担。 (2)管理、現状変更に際して、委員会に助言を求めることができる。 (3)所有者に代わる管理責任者選出可能 | 管理に関する記載なし | (1)管理は所有者等が行うもの。管理に必要な経費は所有者等負担。 (2)所有者は管理、現状変更に際して、委員会に助言を求めることができる。 (3)教育委員会は管理及び保護について必要な助言をする。 |
| 届出 | 以下の場合に局長に届出 (1)滅失・毀損 (2)現状変更・所在変更 (3)所有者・管理者変更 (4)証書の再交付 | 以下の場合に教育長に届出 (1)滅失・毀損・亡失 (2)現状変更・所在変更 (3)所有者・管理者変更 (4)証書の再交付 | 所有者等の変更があった場合、速やかに市長に届け出 | 以下の場合に委員会に届出 (1)管理責任者の選出・変更・解任 (2)所有者・管理者変更 (3)滅失及び損傷 (4)現状変更、その他保存に影響を及ぼす行為 | 以下の場合に市長に届出 (1)認定内容に変更があった時 (2)認定証の破損・滅失・亡失時 | 以下の場合に委員会に届出 (1)滅失・毀損又は亡失 (2)現状変更・所在変更 (3)所有者・管理者変更 (4)証書の再交付 |
| 支援等 | (1)情報発信 (2)現状変更等の履歴及び活用の記録 | (1)情報発信 (2)現状変更等の履歴及び活用の記録 | 情報発信 | (1)情報の検証及び発信 ※補助金制度がない旨をHPに記載 | (1)以下の要件全てに該当する事業に助成金を交付する。 ・継承のために必要な事業 ・所有者等の同意が得られている事業 ・所有者等に活用の展望がある事業 ・成果を公開することができる事業 | (1)情報発信 (2)現状変更等の履歴及び活用の記録 |
| 認定の取消・解除 | (1)滅失・毀損等により地域文化財としての価値の消失したとき (2)市内に所在しなくなったとき (3)法や条例による指定等を受けたとき (4)所有者等から申し出があったとき (5)その他特別な事由が生じたとき | (1)滅失・毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき (2)市内に所在しなくなったとき (3)法や条例による指定等を受けたとき (4)所有者等から申し出があったとき (5)その他特別な事由が生じたとき | (1)認定基準を満たさなくなったとき (2)所有者から申し出があったとき (3)その他特別な事由があった場合 | (1)滅失・亡失・損傷等により地域遺産としての価値を失った場合 (2)所有者から申し出があった場合 (3)法等の規程による指定等がなされた場合 (4)その他特別な事由があった場合 | (1)認定要件の規程に該当しなくなったとき (2)申請内容に偽りがあったと判明したとき (3)所有者等から認定抹消の申し出があったとき (4)その他、市長が必要と認めるとき | (1)滅失・毀損等により郷土文化財としての価値を失ったとき (2)市内に所在しなくなったとき (3)法等の規程による指定等がなされたとき (4)所有者からの申し出があったとき (5)その他特別な事由があったとき |
| 事務の所管 | 市民文化局文化部文化財課 | 教育委員会事務局生涯学習部文化財課 | 文化スポーツ部文化政策課 | 教育委員会 | 文化スポーツ局文化財課 | 文化市民局文化創造部文化政策課 |

札幌市と参考市である川崎市の制度の違い

| 項目 | 対象 | 選出 | 認定の決定者 |
|-----|---|---|--------|
| 札幌市 | (5)記念物 | 以下からの推薦 (1)市民等 ※所有者の同意必要（景観など所有者が明確でない場合は除く） | 局長が決定 |
| 川崎市 | (5)記念物（遺跡関係） (6)記念物（名勝地関係） (7)記念物（動植物及び地質鉱物等関係） | 以下からの推薦 (1)市民団体等 (2)市内各区役所 (3)川崎市文化財審議会委員 ※所有者の同意必要（例外規定あり） | 教育長が決定 |

※札幌市の候補件数200件はH27～29年度地域計画策定に向けて基礎調査を実施した物件、「札幌・ふるさと文化百選」の有形文化財、「札幌景観資産」をおおよその合計数

札幌市文化財保存活用地域計画に掲載している事業等

| 施策の方向性 | 事業・施策名称 | 事業・施策内容 | 令和3年度の取組実績 | 今後の予定等 | 主管課 |
|-------------------------------------|---|---|---|--|--------------|
| Action1 みつける 調査・把握 の課題に対する取組み | 文化財の掘り起こしを目的とした市民ワークショップ | 市民等が文化財を掘り起こし、観光・地域づくりなどの活用方法について意見交換を行うワークショップ | 現地調査を含め3回ワークショップをオンラインで開催した。様々な年代や立場の参加者16名が、札幌市の歴史文化の魅力の掘り起こしや観光への活用など広く意見交換を行い、札幌オリンピックと縄文文化の2テーマの「関連文化財群とストーリー」の設定に向けて多くのアイデアを出し合った。 | 令和4年度は現地調査を含め3回ワークショップを開催した。様々な年代や立場の参加者15名（一部オンライン参加）が、札幌市の歴史文化の魅力の掘り起こしや観光への活用など広く意見交換を行い、「都心で楽しむ季節の催し・風物詩」と「積雪寒冷地に成立した大都市」の2テーマに関する「関連文化財群とストーリー」の設定に向けて多くのアイデアを出し合った。 今後も随時実施予定。 | 市)文化財課 |
| | 文化財調査の情報更新・追跡調査 | 既往の文化財調査の情報更新や追跡調査により文化財の状況を適切に把握 | 既往調査の結果を踏まえた今後の調査の方向性について検討を行った。 | 未指定・未登録文化財のうち、文化財保護制度以外の制度（札幌景観資産、さっぽろ・ふるさと文化百選、北海道遺産等）複数から、その価値が認められている文化財（建造物8件）は市指定文化財や国登録文化財に該当する可能性があるため、建築年が古い3件を抽出し、物件調査を実施する。 令和5年度においては、より広く文化財の候補物件調査を実施する予定。 | 市)文化財課 |
| | 文化財保護指導員等による現地調査 | 市内文化財の適宜巡視と、現状と課題の把握等 | 一部を除く指定・登録文化財及びふるさと文化百選選定物件についての現況調査を実施した。看板の破損等が確認された物件について修繕の対応を行った。 | 適宜、定期的な現地確認を実施予定。 | 市)文化財課 |
| Action2 共有する 共有・発信 の課題に対する取組み | 文化財情報のデータベース化 | 市域にある文化財情報を一元集約するデータベース化と公開方法の検討 | 令和3年6月にスマートフォン向けアプリ「にっぽん風景なび」へ、データベースの掲載情報のうち、指定・登録文化財及びふるさと文化百選に関する位置情報等の掲載を開始（所在が非公開のもの、解体済みのものを除く）。 | 情報の追加・更新を随時行う予定。 | 市)文化財課 |
| | シンポジウム「さっぽろれきふんフェス」の開催 | 文化財や歴史文化の価値と魅力を普及・啓発するシンポジウム | 令和4年2月26日、札幌の歴史文化についての専門家による講演及びパネルディスカッションをオンラインにて配信した。それに先駆けて、地下歩行空間にて、札幌市の文化財に係る保存活用の取組み等を紹介する出張パネル展を行った。 | 令和5年3月12日、札幌駅前通地下広場にて、今年度設定した「関連文化財群とストーリー」に関する講演やパネルディスカッション、札幌の歴史文化にちなんだ工作等を体験できる市民参加型企画、札幌市の文化財の保存活用にかかる取組みや施設、団体等を紹介するパネル展示を行った。また、事前周知を目的に、パネルの一部を地下歩行空間にて展示する出張パネル展を実施した。 令和5年度においても開催予定（時期未定）。 | 市)文化財課 |
| | 埋蔵文化財センターの管理・運営 | 埋蔵文化財保護に関する相談対応や遺跡の発掘調査、展示室における埋蔵文化財の常設展示 | 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、埋蔵文化財展示室を活用した校外学習等の団体利用はすべて休止し、不特定多数が触れる体験学習道具等も撤去した。展示では、世界文化遺産登録を目指す「北海道・北東北の縄文遺跡群」を応援するパネル展を実施した。また、7月の世界遺産登録決定を受けて、記念する企画展を実施した。 | 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、埋蔵文化財展示室の団体利用及び体験学習道具の設置については、密を避けることが困難なため、引き続き利用休止の方針。展示室では、世界文化遺産に登録が決定した「北海道・北東北の縄文遺跡群」の企画展示を開催する予定。 | 市)文化財課 |
| | 地域資源の魅力発信 | 地域の歴史文化情報のHPによる発信、区役所庁舎でのパネル展示、歴史記録映像作成、ワークショップ等イベントの開催等 | 【北区】 （藍栽培の歴史伝承関連）藍の種を区役所と各コミュニティ施設で配布。藍栽培の歴史の授業を小学校1校で実施。 【厚別区】 例年実施している「厚別歴史写真パネル展」「厚別歴史散歩」は新型コロナウイルスの影響で中止となった。 【豊平区】 ・市立美園小学校総合学習への支援 （地域団体（美園リンゴ会）からの講話、リンゴ並木のリンゴを使った体験（袋かけ・文字入りリンゴ作成・収穫等） ・スポーツ団体（コンサドーレ札幌、日本ハムファイターズ等）、動物園、児童施設等へリンゴ並木で収穫されたリンゴの贈呈。 【南区】 南区の小学生を対象に、夏休みと冬休み期間、区の地域資源である「札幌軟石」を使ったアロマストーン工作キットを抽選で無料配布した（夏220名、冬227名）。また、配布後、作品の写真を投稿してもらい、南区HP上で作品展示を行い、その中から受賞者を選定し、表彰を行った。 | 【北区】 （藍栽培の歴史伝承関連）令和4年度は、藍の種を区役所と各コミュニティ施設で配布。英藍高校の生徒に「藍栽培の歴史を学ぶ授業」及び「藍染体験授業」の実施。藍栽培の歴史広報用のリーフレットを作成し、区役所・まちセン・各コミュニティ施設に配架。今後は、さらに広報活動・魅力発信等を行う。 【厚別区】 新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら、できる範囲でパネル展等の開催ができるよう支援する。 【豊平区】 ・美園小学校への学習支援を継続 ・リンゴの贈呈を継続 ・その他小学校等の学習支援 【南区】 令和4年9月に開催の「南区芸術祭2022」で軟石スマイルバッジをイベント時来場者に対し配布を行った。また地元アーティストによる軟石ワークショップを1日実施した。 今後イベント等において軟石スマイルバッジを配布し、札幌軟石のPRを行う。 | 各区地域振興課 |
| | アイヌ文化交流センター・アイヌ文化を発信する空間の管理運営 | 各種講座やイベント等による、アイヌ民族の伝統文化活動等の推進及び保存・継承・振興等並びに市民とアイヌ民族との交流による市民理解の促進 | アイヌ文化交流センターにおいて、アイヌ民族を講師とするアイヌ文化体験講座や小中高生団体系体験プログラム・出前体験プログラムなどを実施した。 また、アイヌ文化を発信する空間において、アイヌ文化への理解を深めるきっかけづくりや、道内のアイヌ関連施設の情報発信を行った。 | 引き続き、アイヌ文化に対する市民理解を促進していくため、関連事業を実施していく。 | 市)アイヌ施策課 |
| | 観光情報発信事業 | 公式観光情報サイト「ようこそさっぽろ」による、札幌の魅力的な観光コンテンツの情報発信を行う。 | 公式観光情報サイト「ようこそさっぽろ」及び公式スマートフォンアプリ「札幌いんふお」による、札幌の魅力的な観光コンテンツの情報発信 ※「札幌いんふお」についてはR3年度末にてサービス終了 | 公式観光情報サイト「ようこそさっぽろ」による、札幌の魅力的な観光コンテンツの情報発信 | 経)観光・MICE推進課 |
| | 学校教育における文化財や歴史文化の学習 | 総合的な学習の時間等を利用した地域の文化財や歴史文化を学ぶ機会の提供 | 社会科や総合的な学習の時間などにおいて、学校の実情に応じて、博物館や地域の資料館等の郷土資料や、歴史的な建造物を教材とした学習を進めてきた。 札幌市以外が所有するものも含め、コロナ禍においても多くの小中学校が文化財を活用した学習を行っている。 | 今後も、地域の文化財を教材とした学習を進めていくとともに、博物館や資料館等で歴史的資料や建造物を直接目にしたり、学芸員や地域の方等からお話を聞いたりするなど、体験的に学ぶ機会を充実していく。 | 教)教育課程担当課 |
| Action3 伝える 保存・伝承 の課題に対する取組み | 文化財施設の効率的な維持・保全 | 市が所有する文化財等11施設の中・長期計画に従った保全工事・耐震化 | 計画的な保全を行うために、保全計画に基づき5施設の修繕を実施した。また、文化財施設を将来に継承していくために、清華亭の耐震改修基本検討を実施した。 時計台において電気火災警報設備機器の設置および簡易冷房導入検討事前電気設備調査を行った。 | 文化財施設について計画的修繕を実施する。 文化財施設を将来に継承していくために、順次地震対策を進めていく。 | 市)文化財課 |
| | 郷土資料館の維持・管理 | 地域の保存団体が運営する郷土資料館の維持・管理を支援 | 各郷土資料館について1施設の計画的修繕（照明器具更新）を行った。 | 各郷土資料館について計画的修繕を実施する。 | 市)文化財課 |
| | 無形文化財等の保存・伝承支援 | アイヌ民族の伝統行事のアシリチェブノミ、市指定無形文化財の丘珠獅子舞保存伝承事業に対する支援 | アイヌ民族の伝統行事であるアシリチェブノミの保存伝承事業に対し、補助金を交付した。市指定無形文化財丘珠獅子舞の保存伝承事業については、補助金の申請はあったが、新型コロナウイルスの影響により祭事が中止となったため交付はなかった。 | 市指定無形文化財丘珠獅子舞及びアイヌ民族の伝統行事アシリチェブノミの保存伝承事業に対する補助事業を実施する。 | 市)文化財課 |
| | 文化財の防災・防犯対策 | 文化財防火デーに合わせて市所有の文化財施設で消防訓練を実施するとともに、所有者にも周知 | 文化財防火デー等に合わせた消防訓練を実施した。 訓練の実施前には、重要文化財（建造物）防火対策ガイドラインを参考に訓練シナリオを作成して、火災の覚知、消防機関への通報、初期消火等の初動対応の具体化（誰が何をするか）を図った。 | 引き続き、文化財防火デー等に合わせた消防訓練を励行する。 作成した訓練シナリオは、訓練実施後に対処方法手順の不具合・課題・改善点を抽出し、現体制でできる現実的な改善案を反映させて更新していく。 | 市)文化財課 |
| | 災害発生時の対応 | 非常時の連絡体制を整備し、担当部署により迅速に文化財の被害状況を把握 | 文化財課の緊急連絡網のほか、各文化財施設との連絡体制を整備している。 | 適宜変更の有無を確認し、最新の状態にする。 | 市)文化財課 |
| 景観計画推進 | 良好な景観の形成のため、景観法、札幌市景観条例及び景観計画に基づく施策の展開 | 【景観資源の指定・登録】 札幌市景観条例に基づき「旧札幌麦酒製麦所」、「モエレ沼公園」、「旧平岸下本村農事実行組合共同撰果場」の3件を札幌景観資産に指定した。 【景観資源の保全・活用に対する助成（景観建造物等助成金）】 景観重要建造物や札幌景観資産に指定している建築物6件に対して、その保全・活用に資する工事の経費の一部を助成した。 | 引き続き、札幌の景観を特色づけている自然や建築物、工作物、生活習慣などの景観資源について、景観法に基づく景観重要建造物・樹木や札幌市景観条例に基づく札幌景観資産、活用促進景観資源への指定・登録を進めるとともに、景観資源の保全・活用に資する工事に係る経費の助成や普及啓発等を実施する。 また、景観法や札幌市景観条例に基づく届出・協議の機会を捉えて、景観資源の周辺で行われる建築行為等が景観資源と協調したものとなるよう誘導する。 | 政)地域計画課 | |
| アイヌ伝統文化振興 | アイヌ民族の伝統的な生活様式や文化などの紹介や市民がアイヌ文化に身近に触れる機会の創出による、アイヌ伝統文化の保存・継承、振興 | アイヌ文化交流センターにおける展示やイベントの開催、アイヌ工芸品の展示販売会の実施やアイヌ文化ブランド化推進、伝統的生活空間の再生事業（自然素材の育成、体験講座の開催）などを実施した。 | 引き続き、アイヌ民族の伝統文化の保存、継承、振興を進めるため、関連事業を実施していく。 | 市)アイヌ施策課 | |

札幌市文化財保存活用地域計画に掲載している事業等

| 施策の方向性 | 事業・施策名称 | 事業・施策内容 | 令和3年度の取組実績 | 今後の予定等 | 主管課 |
|---------------------------------|--|---|---|--|--------------|
| Action4 生かす活用 の課題に対する取組み | 「関連文化財群とストーリー」の活用モデルづくり | 歴史文化のストーリーと、文化財のつながりを生かした多様な活用モデルを見いだす。市民や旅行者等を対象に、今後設定する関連文化財群等をコンテンツとしたモニターツアーを実施し、課題の分析、将来的な収益事業化の検討等を行う | 協議会が設定した関連文化財群及びストーリーである「開拓使」に関連する文化財等を訪れるモニターツアーを実施した。 また、将来的な旅行者等による商品化など、ツアー実施を民間事業として自動化につなげるため、今回のモニターツアーのコース・内容について参加者アンケートを行ったほか、旅行業関係者へのヒアリングを行った。 各意見や調査結果を参考に、今後のツアー事業の展開を検討する。 | 令和4年度は、令和3年度に協議会が設定した「関連文化財群とストーリー」である「札幌オリンピック」に関連する文化財等を訪れるモニターツアーを実施した。 また、将来的な旅行者等による商品化など、ツアー実施を民間事業として自動化につなげるため、今回のモニターツアーのコース・内容について参加者アンケートを行ったほか、地域団体、旅行業関係者及び通訳案内士へのヒアリングを行った。 各意見や調査結果を参考に、今後のツアー事業の展開を検討する。 | 市)文化財課 |
| | サイン、解説等の整備（多言語化） | 関連文化財群とストーリー等を生かした文化財の周遊促進のための国内向けパンフレットを作成し、順次多言語化してインバウンドにも対応する | 令和3年度においては「札幌オリンピック」と「縄文文化」の2テーマで「さっぽろ文化財散歩」を制作したのに加え、令和2年度のテーマで子ども向けパンフレット「札幌れきぶん探検隊」を新たに制作した。 | 令和2年度に制作した「開拓使」「大友堀」「札幌軟石」の3テーマの「さっぽろ文化財散歩」について、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会の構成団体である札幌観光協会が主体となり、周辺情報の追加や英訳を行ったうえ、同協会が管理するHP「ようこそさっぽろ」へ掲載する。今後、その他のテーマにも広げていく予定。 | 市)文化財課 |
| | ボランティアガイド育成支援 | 札幌商工会議所の観光ボランティア、その他市内文化財施設等で活動する市民等ボランティアのスキルアップ支援等 | 令和3年度においては、参加者の知識や経験、興味に合わせた講座を選択できるように「歴史文化の知識と理解を深める講座」「コミュニケーションカアップ講座」の2種類の講座を実施した。 | 令和4年度は、参加者の歴史文化の知識と理解を深めること、また参加者が歴史文化を調べたり伝えたりする際のコツ等情報発信力向上を目的とした講座を実施した。 今後、ボランティアガイドの知識技能向上面での支援及び新たな関心層の掘り起こしも目指していく。 | 市)文化財課 |
| | アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業 | 老朽化したアイヌ文化交流センターの屋内外展示物等の計画的修繕・更新等 | アイヌ文化交流センターにおいて、ライトコート（中庭）の展示計画の作成、展示物説明の多言語化などを実施した。 | ライトコート（中庭）のリニューアル、文化体験コーナーの運営、展示物の充実、展示物解説動画の制作、計画的に修繕や更新等を行っていく。 | 市)アイヌ施策課 |
| | 観光資源発掘・魅力創出事業 | 多様な観光資源の創出による、札幌観光の新たな魅力づくり（夜間観光、食、ツーリズム、北海道や札幌の歴史文化の体験等） | ・飲食店一人利用促進キャンペーンとしてアプリの開発を行った事業者に対し、さっぽろ観光魅力創出事業補助金を交付した。 ・日本新三大夜景都市である札幌市を含む認定3都市の共同プロモーション等を実施 | ・さっぽろ観光魅力創出事業は令和3年度をもって廃止。今後は、「観光需要回復支援補助金」にて、夜間観光、遺産食材、体験型観光等のテーマに資する取組を含めて展開する。 ・日本新三大夜景都市である札幌市を含む認定3都市の共同プロモーション等を実施 | 経)観光・MICE推進課 |
| | ICTを活用した観光マーケティング推進事業 | 観光客の滞在時の動きや消費行動のデータを収集・加工・分析することにより、観光客の動態を的確に把握し、官民協同で活用できる環境づくりを推進 | 札幌観光ICT活用推進協議会に負担金を支出し、札幌市ICTプラットフォームを活用した観光分野におけるデータ利活用の取組を実施。 | 札幌観光ICT活用推進協議会に負担金を支出し、札幌市ICTプラットフォームを活用した観光分野におけるデータ利活用の取組を実施。 | 経)観光・MICE推進課 |
| | 指定管理者による文化財施設の管理・運営 | 一部の文化財施設を指定管理者が管理・運営することにより、柔軟な活用や運営を推進 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、およそ半年におよぶ休館となったが、オンラインを活用した講座の実施や展示をハンドアウトに代替させる等、柔軟な対応を行った。 | 引き続き、感染症対策を含め、施設を適切に維持管理していくほか、柔軟な活用及び運営を実施していく。 | 市)文化財課 |
| | 郷土資料館支援の手法検討 | 郷土資料館の来館者を増やし、将来の担い手確保につなげる手法を検討 | 札幌市内郷土資料館が抱えている課題について、解消に資する効果的な取組を調査検討し、将来的に札幌市が取り組むべき方を整理した。 | 一部の郷土資料館について、施設情報及び収蔵品情報を北海道デジタルミュージアムへ登録し、インターネット環境を敷設したことにより、インターネットを利用した情報発信が可能となった。 今後、適切で効果的な郷土資料館の支援手法を検討、実施していく。 | 市)文化財課 |
| | 体験学習施設「丘珠縄文遺跡」の管理・運営 | 遺跡を活用した施設での火おこし、土器づくりなどの体験や、土器、石器等の展示、ボランティア養成等 | ボランティアと協働で体験メニュー「火おこし体験」を実施。体験学習として「勾玉づくり」を開催。遺跡の発掘調査を実施、発掘調査情報をホームページで発信。 | ボランティアと協働で、体験メニュー「火おこし体験」を実施し、体験学習「土器づくり」・「勾玉づくり」を開催。遺跡の発掘調査を実施し、「遺跡公開デー」を開催。 | 市)文化財課 |
| | 博物館活動推進 | 自然史系総合博物館の計画推進のため、石狩低地帯を活動域に、人材、実物資料、情報を蓄積し成長・発展する活動を展開 | 博物館運営における学芸員任用方法及び資料収集の手法について他都市や類似館の事例調査を行い、今後の整備推進に係る計画的な職員配置や資料収集の整理を進めた。 また、小金湯産クワリ化石の復元骨格標本（頸椎以下）の製作や札幌の希少植物の調査など、博物館活動の基盤である調査研究、資料の収集保存事業を着実に進めるとともに、コロナにより休止・縮小していた普及交流事業を試験的に実施し、ウィズコロナにおける実施方法の検討を行った。 | 民間活力の導入手法事例を調査し、持続可能な博物館運営の検討を進めるとともに、学校等教育機関との連携のあり方の検討を行うため、他都市や類似館の事例調査を実施する。 また、博物館活動の基盤である調査研究、資料の収集保存を継続して進めていくとともに、ウィズコロナにおける体験学習会や野外観察会などの普及交流事業の実施を予定。 | 市)文化振興課 |
| 市民に多様な学習機会を提供 | 生涯学習総合センター「ちえりあ」を拠点に、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供 | 主な会場となる生涯学習センターが令和3年3月～令和4年1月まで大規模改修工事により休館となり、制約がある中で会場を地域のコミュニティ施設や地区図書館などに移し、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、アウトリーチによる実施に取り組んだ。 ■講座数：82講座（R2：107講座） ■受講者数：1,127名（R2：1,238名） | 引き続き、オンラインなどの新たな実施手法を取り入れていくとともに、市民の身近な地域での学習機会の拡充に取り組んでいく。 | 教)生涯学習推進課 | |
| パシフィック・ミュージック・フェスティバル（PMF）の開催 | 北海道の夏の風物詩であり、豊かな風土に根差した世界へ発信する文化事業として北海道遺産に選定された、札幌コンサートホール（Kitara）や札幌芸術の森、文化財施設等で催される、世界各国から選抜された若手音楽家による演奏会の開催 | 新型コロナウイルス感染症対策を強化して、令和4年7月16日から8月2日までの18日間、市内のほか道内各地や東京で開催。 世界20カ国・地域から52人のPMFアカデミー生を受入れ、合計25公演を実施。音楽普及部門を含め来場者数20,754人を呼び込んだ。 | 令和5年度以降も7月から8月にかけて開催予定 | 市)文化振興課 | |
| Action5 つながる連携・協働 の課題に対する取組み | 保存・活用に関する課題解決支援 | 協議会によるネットワークを活用し、民間等による文化財の保存・活用の課題解決につなげる相談機会の創出 | 協議会の活動等を通じて、文化財の保存・活用を支援する活動を行う団体との意見交換を実施。 | 協議会のネットワークを生かした課題解決支援の手法について引き続き検討を行う。 | 市)文化財課 |
| | 関係者と経済観光団体等の交流機会創出 | 協議会によるネットワークを活用した関係者の交流を促進し、文化財の保存・活用に関する新たなアイデアの発見や手法の確立につなげる | 協議会開催による市民ワークショップやシンポジウムにおいて、文化財の保存・活用団体や観光団体等の参加と協力を得ることにより、連携・協働体制の強化につなげた。 | 引き続き、協議会の活動等を中心に、関係団体のネットワーク強化につなげる取組を行う。 | 市)文化財課 |
| | 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会の運営 | 有識者・経済観光団体・文化財に関する活動を行う団体等で構成する協議会により、文化財の保存・活用に連携・協働して取組む体制整備を推進 | 適宜協議会を開催し、会員や有識者の意見を踏まえながら関連文化財群及びストーリーを設定するなど協議会の運営を行った。 また、令和2年8月よりふるさと納税の寄附を開始し、令和3年度までの寄附累計額は93,736千円であった。 | 引き続き協議会活動を維持していくとともに、ふるさと納税の寄附金について、文化財の保存・活用に関連する用途を検討していく。 | 市)文化財課 |
| | 重要文化財 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）保存活用計画との連携 | 赤れんが庁舎の歴史的価値を保存し、末永く後世に伝えていくとともに、道民の貴重な財産として今後もより一層有効に活用していくための計画の推進 | 令和4年2月に協議会が開催したシンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」会場において、保存活用計画に関する取組を紹介するパネル展示を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、パネル展示は中止となった。 | 令和5年3月に協議会が開催したシンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」会場において、保存活用計画に関する取組を紹介するパネル展示を行い、来場者への周知を図った。引き続き、協議会の活動等を中心に、広報その他の取組による連携を検討する。 | 北海道 |
| | 北海道大学キャンパスマスタープラン2018との連携 | 札幌キャンパス南ゾーンの登録有形文化財建造物群等（古河講堂、旧農学部図書館、旧昆虫学教室等）の歴史・文化的価値を再評価し、民間資金等の多様な財源を活用して地域の知の拠点となる空間への転用を図る「キャンパスミュージアム計画」との連携 | 令和4年2月に協議会が開催したシンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」会場において、キャンパスマスタープランに関する取組を紹介するパネル展示を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、展示は中止となった。 | 令和3年2月に協議会が開催したシンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」会場において、「エルムの森プロジェクト ※」に関する取組を紹介するパネル展示を行い、来場者への周知を図った。引き続き、協議会の活動等を中心に、広報その他の取組による連携を検討する。 ※ エルムの森プロジェクト…旧昆虫学及養蚕学教室および旧昆虫標本室を保存改修し、北海道ワイン教育研究センター棟として保存活用することで、そのレガシーを未来のキャンパスにつなぐ事業 | 北海道大学 |

重要文化財 旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の修理事業の見直しについて

旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）につきましては、令和2年12月に国の重要文化財に指定されたことから、このたび、文化財価値を最優先した耐震対策及び保存活用について検討を開始することといたしましたのでご報告いたします。

1 既存計画の方針（重要文化財指定前に策定）

(1) 保存活用基本計画策定(平成29年度)

・メディアアートの研究・創造・交流・発信 ・旧札幌控訴院の歴史・建築物価値の発信

(2) 保全等整備計画策定（平成30年度）

・外観意匠の優先的な保存 ・内部空間の可能な限りの保存
・創建時技術を伝える箇所の保存 ・耐震化工法は免震を選択

2 重要文化財指定（令和2年12月23日）

<文化財価値> 指定基準=歴史的価値の高いもの ※文化庁報道発表資料より引用

「意匠と構造の近代化を体現する北の都の裁判所建築」

大正15年の建設で、札幌の近代を代表する建材である札幌軟石の建物として現存最大級で、多彩な石加工技術を見ることができる。

意匠は、ルネサンス様式を基調とするが、セセッションなどの近代芸術運動の影響も見られる。壁体を石と煉瓦の組積造（そせきぞう）とする一方、二階床は鉄筋コンクリート造とし、新旧の構造技術を織り交ぜる。

旧札幌控訴院庁舎は、司法省の盛期の設計を伝えるとともに、意匠と構造の両面で建築の近代化が進展した時代を具体的に示しており、高い価値を有している。

3 経過

- ・既存計画に基づく事業を停止（令和2年）※実施設計以降未実施
- ・文化庁など文化財関連機関等と協議（令和3年～）
（耐震化工法を決定するには調査及び検討が不十分との指摘）

4 今後の検討の方向性

- ・文化財価値を高め伝承する活用へ重点化
- ・検討にあたり有識者による委員会を設置し意見を伺う

5 スケジュール

令和5～6年度 耐震診断・補強案検討
保存活用計画※の策定

※重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針に基づく計画
（活用の他、保存管理（部分部位の詳細評価）、環境保全、防災（耐震対策）等についてまとめる）